

報道関係者 各位

令和7年11月13日

〔担当〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 福岡 優一

主任監察監督官 里 勝弘

電話番号 048-600-6204

関東運輸局、埼玉県と合同で荷主企業へ 要請・周知を行います

～トラック運転者の労働環境改善のための取組～

埼玉労働局（局長 片淵 仁文）では、関東運輸局、埼玉県と合同で荷主企業を訪問し、トラック運転者の労働環境改善に向けた要請・周知を行うこととしましたのでお知らせします。

自動車運転者については令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されたところですが、トラック運転者の労働環境は、荷主との取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

このため、埼玉労働局の荷主特別対策担当官が、関東運輸局のトラック・物流Gメン、埼玉県の職員と合同で、下記により荷主企業による要請・周知を行います。

- 1 日 時 令和7年11月28日（金） 10時30分～11時30分（予定）
- 2 場 所 富士見工業団地 周辺
- 3 集 合 場 所 埼玉県川越市大字竹野14-17
（富士見工業団地工業会コミュニティセンター前）
- 4 要請・周知事項
 - （1） 長時間の恒常的な荷待ち防止
 - （2） 改善基準告示（※）を考慮した発注【発注担当者向け】
 - （3） 標準的運賃の理解・協力
 - （4） 中小企業の持続的な賃上げに向けた価格転嫁の円滑化について
 - （5） 令和8年1月1日施行「中小受託取引適正化法」（改正下請代金支払遅延等防止法）について

※ 改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています。

5 取材対応

取材を希望される場合は、別添（埼玉運輸支局 Press Release）をご参照いただき、関東運輸局埼玉運輸支局 輸送担当（048-624-1835、音声ガイダンス3番）にお問い合わせください。

令和7年11月13日
埼玉運輸支局**「トラック・物流Gメン」と埼玉県、埼玉労働局による
合同荷主パトロールを実施します**

トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024問題」への対応として、「トラック・物流Gメン」は、トラック運転者の労働環境改善に向けて、荷主企業や元請け事業者が配慮することの重要性について理解を得るため、荷主企業等への周知啓発活動（荷主パトロール）を実施しております。

今般、時間外労働規制の遵守の観点から「埼玉労働局」と、中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化や中小受託取引適正化法（令和8年1月1日施行）の周知啓発の観点から「埼玉県」とも連携して、3者合同荷主パトロールを実施することで、荷主企業等への働きかけを強化いたします。

記

1. 【実施日】令和7年11月28日（金曜日） ※雨天決行
【時間】10時30分～11時30分（予定）
【実施場所】富士見工業団地 周辺
【集合場所】埼玉県川越市大字竹野 14-17
（富士見工業団地工業会コミュニティセンター前）
【周知事項】① 長時間の恒常的な荷待ち防止
② 改善基準告示を配慮した発注【発注担当者向け】
③ 標準的運賃の理解・協力
④ 中小企業の持続的な賃上げに向けた価格転嫁の円滑化について
⑤ 令和8年1月1日施行「中小受託取引適正化法」（改正下請代金支払遅延等防止法）について
2. 取材対応 冒頭（集合場所で埼玉県、埼玉労働局の職員とGメンが集合し、パトロールに出発するまで）のカメラ撮りが可能です。
希望される場合は、11月26日（水）17時までにお名前、勤務先、連絡先を下記問い合わせ先まで登録願います。

留意事項

- ・ 駐車スペースの用意はありません。
- ・ 荷主パトロール実施中の取材や撮影については、取材者ご本人において取材対象者（荷主企業）に許可を取ってください。

<問い合わせ先>

関東運輸局埼玉運輸支局 輸送担当 川村、坂田、橋本 TEL 048-624-1835（音声ガイダンス3番）

<配布先>

埼玉県記者クラブ、物流専門紙